平成２４年（フ）第３０４号
群馬県高崎市箕郷町西明屋81番地１
債務者　尾張　智一
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３２１号
埼玉県幸手市中１丁目15番28号
債務者　齋藤　篤
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４２号
さいたま市西区大字指扇2407番地３　指扇第２宝コーポ105号室、旧住所埼玉県川越市大字小堤760番地８
債務者　吉田ふじ子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５２号
埼玉県加須市花崎北３丁目９番地８　ラフレシール202
債務者　新沼　裕美（旧姓笹野）
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６９号
埼玉県戸田市中町１丁目１番地の20　ドミール戸田203号室、旧住所埼玉県戸田市喜沢１丁目38番地の12　タック・ワンジュモン104号室
債務者　鈴木　里実（旧姓吉永）
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８６号
さいたま市浦和区木崎２丁目19番３―301号
債務者　木村　雄臣
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９１号
埼玉県川口市朝日１丁目21番21号　メゾンドリブレＣ101号
債務者　菅野　光子（旧姓栗原）
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９５号
埼玉県白岡市西７丁目４番１　プライムアセット白岡西２号棟
債務者　古澤　博一
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０６号
埼玉県川口市大字里1530番地の１　コーポ福井202号
債務者　齊藤　昭人
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６５４号
埼玉県八潮市緑町３丁目７番地26　鈴木グランドマンションＡ―301
債務者　菅原　直人
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５７号
埼玉県春日部市備後東１丁目19番23号
債務者　西谷　嘉弘
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６６０号
埼玉県越谷市大字大房1098番地６
債務者　門馬　由佳
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６６１号
埼玉県越谷市蒲生２丁目14番42号　フレグランスM101号
債務者　文野加奈子（旧姓石川原）
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
埼玉県三郷市谷口３番地１　マインドハイムプリモ201号
債務者　佐々木由美（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
埼玉県狭山市新狭山１丁目18番地の４　飯野荘２号、前住所東京都青梅市新町５丁目37番地の35
債務者　阿部　昌一
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６８号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区17棟304号
債務者　川村　智子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７７５号
埼玉県川越市大字砂新田369番地27　コーポ南陽101号室
債務者　関根　光雄
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部